

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条
第一項の規定により、近畿地方整備局木津川上流河川事務所長から次のとおり公共測量
を実施することについて通知がありました。

平成二十八年十月十四日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（基準点測量）
- 二 測量の地域 宇陀市室生大野地内
- 三 測量の期間 平成二十八年十月十四日から平成二十九年二月二十八日まで